

郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱

平成26年2月24日制定
平成26年7月7日一部改正
平成26年12月26日一部改正
平成27年3月3日一部改正
平成27年5月1日一部改正
平成28年5月2日一部改正
平成29年4月24日一部改正
平成29年9月25日一部改正
令和元年6月24日一部改正
令和2年5月22日一部改正
令和3年5月27日一部改正
〔農林部農業政策課〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における青年の就農意欲の喚起及び就農の定着を目的とし、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）及び福島県農業次世代人材投資事業実施要領（以下「県要領」という。）に基づき、就農直後の経営を確立させるために必要な費用を予算の範囲内で交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 農業経営の開始 新たに農業経営を営むことであり、原則として次のことが確認されること。

ア 農用地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、貸借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得すること。

イ 農業経営に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し又は貸借すること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 農業経営に必要な農作業を開始すること。

カ その他、総合的に判断して市長が農業経営の開始と認めること。

(2) 家族経営協定 夫婦が共同経営者であることが規定されている協定で、次のことが定められているものをいう。

ア 夫婦が共同で経営計画及び役割分担を決定すること。

イ 夫婦が相互に責任ある経営を共同で行うこと。

ウ 農業経営から生じる損益が夫婦それぞれに帰属すること。

(3) 人・農地プラン 集落又は地域の人と農地の問題に対し、当該集落又は地域の人との話し合いにより、地域の特性を生かした農業施策を推進すること等を目的として作成された計画

のうち、人・農地プラン進め方通知の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等で、市が決定したものをいう。

(資金の申請等)

第3条 農業次世代人材投資資金(以下「資金」という。)の交付を受けようとする者は、資金の交付申請をする前に、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けた青年等就農計画(以下「法に基づく青年等就農計画」という。)に、農業次世代人材投資資金申請追加資料(第1号様式)を添付したもの(以下「青年等就農計画等」という。)を市長に提出し、青年等就農計画等の承認を受けなければならない。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、農林事務所等の関係機関、第21条に規定するサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

- 2 市長は、青年等就農計画等の提出があったときは、当該計画について承認する前に、当該計画の内容について、郡山市農業経営改善計画等認定会議設置要綱(平成7年3月13日制定)に基づく郡山市農業経営改善計画等認定会議(以下、「認定会議」という。)の審査に付すものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果を尊重し、当該計画の内容が適当であり、別紙1「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方」等(以下、「交付対象者の考え方等」という。)を満たすと認めるときは、青年等就農計画等を承認し、申請者に通知するものとする。
- 4 青年等就農計画等の審査に係る承認の基準は、別表第1に定めるとおりとする。
- 5 青年等就農計画等の承認を受けた者は、資金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付申請書(第2-1、2号様式)を添付して、市長に提出しなければならない。
- 6 資金の申請および交付は、半年ごとに行うことを原則とする。ただし、市長が認める場合に限り1年分を行うことができるものとする。
- 7 前項に規定する交付の申請は、交付対象期間の初日から1年以内に行うものとする。
- 8 経営開始後1年を超えて交付の申請をした場合は、既に経過した年数分は、交付の対象とはならず、経営開始後5年目までの残りの年数分の交付を行うものとする。

(資金の額)

第4条 資金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経営開始1年目から3年目までは、交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件を全て満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて前号の額に1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を交付する。
 - ア 家族経営協定を締結しており、当該協定において夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 農地、農業機械、農業施設等の主要な経営資産を夫婦で共有又は夫婦それぞれで所有し、又は借りていること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられていること、若しくは位置付けられることが確実であると見込まれていること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する者をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること。

(3) 複数の新規就農者が農業法人を設立し、かつ、共同経営する場合は、当該新規就農者（当該農業法人及び新規就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている若しくは位置付けられることが確実であると見込まれている場合、又は当該農業法人が農地中間管理機構から農地を借り受けている場合に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1号に規定する額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が(1)の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

（交付期間）

第5条 資金の交付期間は、別表第1に定める交付要件を全て満たしてから、1年間を単位とし、5年間を限度とする。

（交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号のその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 交付期間内の毎年7月末及び翌年1月末までに、その直近6か月の就農状況報告（第3号様式）を市長に提出すること。
- (3) 交付期間終了後5年間（(4)の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6ヶ月の作業日誌（第11号様式）を市長に提出すること。なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第12号様式）を提出すること。
- (4) 交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに市長に就農中断届（第13号様式）を提出すること。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（第14号様式）を提出すること。

（青年等就農計画等の変更）

第7条 青年等就農計画等の承認を受けた者は、青年等就農計画等の内容を変更する場合は、変更後の当該計画を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める青年等就農計画等の変更のうち、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大又は品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更については、当該計画の変更の認定を要しないものとする。

3 市長は、第1項の規定により青年等就農計画等の変更の提出があったときは、第3条の規定に準じて審査を行うものとする。

（概算払）

第8条 市長は、必要と認めるときは、資金を概算払の方法により交付することができる。

（実績報告）

第9条 資金の交付の決定を受けた者は、第3条第6項に定める資金の交付を受けたら速やかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 資金の交付を受けたことが確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類
(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が資金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき資金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により資金の交付額の確定の通知を書面により資金の交付決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略する。

2 資金交付額の全部又は一部が既に交付されている場合において、既に交付された資金の額が資金交付の決定額を上回る場合は、当該資金の交付を受けた交付対象者はその差額を返還しなければならない。

(農業経営の中止)

第11条 資金の交付を受けたもの（以下「交付対象者」という。）は、農業経営を中止するときは、中止届（第4号様式）により市長へ届け出るものとする。

(農業経営の休止)

第12条 交付対象者は、病気などのやむを得ない事由により農業経営を休止する場合は、休止届（第5号様式）により市長へ届け出るものとする。なお、休止期間は原則1年以内とする。

2 交付対象者（第4条第2号の規定に定める夫婦で農業経営を行う妻を除く。）が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができる。

(農業経営の再開)

第13条 前条第1項の休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開するときは、経営再開届（第6号様式）により市長へ届け出なければならない。

2 前条第2項の規定に定める農業経営を休止した交付対象者が農業経営を再開するときは、前項に定める経営再開の届け出と合わせて、第7条の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請しなければならない。

(交付の停止及び返還)

第14条 市長は、資金の交付を受けようとするものが別表第2に定める要件に該当するときは、資金を交付しないものとする。また、別表第4 経営発展支援金の交付を受けた者については、経営開始4年目以降の交付を中止する。

2 市長は交付対象者が別表第2に定める要件に該当することとなったときは、当該要件に該当する日の属する月を含む残りの交付対象期間分に相当する額を月割によって計算し、当該額について交付対象者に返還を命じることができる。

3 市長は、交付対象者が虚偽その他不正な手段により青年等就農計画等の承認を受け、又は資金の交付を受けたときは、資金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、交付対象者に対し既に交付した資金の全部又は一部の返還を求めるも

のとする。

- 4 市長は、資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合は、交付対象者に対し交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還を求めるものとする。ただし、交付対象者が第6条第4号に規定する手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合及び交付対象者が第22条に規定する中間評価によりB評価相当とされた場合を除く。

（資金の返還免除）

第15条 交付対象者は、第14条に定める資金の返還に該当した場合は、返還免除申請書（第7号様式）により資金の返還の免除を市長へ申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容が病気、災害等のやむを得ない事情であり、かつ、当該申請に係る返還の免除が妥当であると認めるときは、資金の返還を免除することができる。

（住所等の変更）

第16条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年以内に氏名、居住地又は、電話番号等を変更したときは、当該変更をした日の翌日から起算して1か月以内に住所等変更届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第17条 市長は、本事業の適正な実施及び効果を確認するため、交付対象者に対して、必要に応じ、報告又は現地への立入調査等を求めることができる。

（交付情報等の登録）

第18条 市長は、第3条に規定する交付申請書等の提出があった場合、農業次世代人材投資資金交付対象者データベースに交付申請書等に記載されている交付情報等を速やかに登録するものとする。

（個人情報の取扱い）

第19条 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第9号様式の記載内容により適切に取り扱うものとする。

（就農状況等の確認）

第20条 市長は、第6条第2号の規定に定める就農状況報告の提出があった場合は、第21条サポートチームと協力し、「交付対象者の考え方等」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、第21条に規定するサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお確認は、就農状況確認チェックリスト（第10号様式）を使い、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

- 2 市長は、1の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下(1)から(3)までの方法により、収納状況チェックリスト（第10号様式）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 交付対象者への面談

ア 営農に対する取り組み状況

- イ 栽培・経営管理状況
- ウ 青年等就農計画等達成に向けた取り組み状況。
- エ 労働環境等に対する取り組み状況

(2) ほ場確認

- ア 耕作すべき農地が遊休化されていないか。
- イ 農作物を適切に生産しているか。

(3) 書類確認

- ア 作業日誌
- イ 帳簿

ウ 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた賃貸借若しくは売買契約、公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画のうち該当するいずれかの書類の写し。以下同じ。）

3 市長は、第6条第4号の規定に定める就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市長は、就農中断届の提出があった交付対象者の就農再開にむけた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（交付対象者へのサポート）

第21条 交付対象者は、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題について、サポートチーム（新規就農者経営確立に係るサポート業務実施要領（平成29年4月24日制定）第3条に規定されるもの。以下、「サポートチーム」という。）に相談することができる。令和3年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言等が可能な農業者が参画し、交付対象者に対し必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

2 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は次に掲げる(1)及び(2)について、サポートチームは次に掲げる(3)から(5)までについて行うものとする。

(1) 第3条第1号の青年等就農計画等作成への助言及び指導

(2) 第3条第2号の審査への参加

(3) 第20条第2号の就農状況の確認、助言及び指導

(4) 第22条第2号の中間評価会への参加

(5) 第22条の中間評価の結果において、令和2年度以前に採択された交付対象者についてはB評価相当の者、令和3年度以降に採択された交付対象者についてはA評価の者のうち重点指導が必要であると判断された者に対する重点指導の実施

（中間評価）

第22条 市長は、交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該交付対象者の農業所得及び農業収入等の状況や経営の課題等を交付対象者及びサポートチーム等関係機関が確認し、経営改善に役立てるとともに、青年等就農計画の達成に向けて指導が必要な者に対して重点的にサポートするため、中間評価を実施する。

2 市長は、中間評価を認定会議の評価に付すものとする。

- 3 市長は、前項の評価の結果を尊重し、交付対象者をA（順調）、B（順調でない）の2段階に区分する。
- 4 前2項の評価は、直近の就農状況報告及びサポートチーム活動記録を基に中間評価シート（第15-1、2号様式）を使用するものとし、面接の実施についてはサポートチームからの意見書に代えるものとする。
- 5 前第3項の区分の基準については、別表第3に定めるものとする。
- 6 市長は、A評価の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価の交付対象者のうち希望する者については、審査を実施した上で、別表第4経営発展支援金を交付する。また、A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると認定会議で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行う。なおB評価の交付対象者については、資金の交付を中止する。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行し、平成25年度以後の年度分の給付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行し、平成26年度以後の年度分の給付金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。ただし、改正前の郡山市青年就農給付金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月3日から施行する。
- 2 改正前の郡山市青年就農給付金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、第7条第2項の規定については、改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 改正前の郡山市青年就農給付金（経営開始型）要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度補正予算により事業を実施する場合は、第7条第3項の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 改正前の郡山市青年就農給付金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月2日から施行する。
- 2 改正前の郡山市青年就農給付金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、第2条第2号及び第12条の規定については、改正後の同要綱を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。
- 2 改正前の郡山市青年就農給付金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。
ただし、改正前の「青年就農給付金」は「農業次世代人材投資資金」に、「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替え、様式については改正後の同要綱を適用するものとする。
- 3 平成27年5月1日一部改正前の同要綱に基づき給付を受けている者が、同要綱第4条第1項に規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の同規定を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月25日から施行する。
- 2 改正前の郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月24日から施行する。
- 2 改正前の郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、第20条及び第22条の規定については、改正後の同要綱を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月22日から施行する。
- 2 改正前の郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月27日から施行する。
- 2 改正前の郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

(別紙1)

農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について

1 新規採択者

青年等就農計画等及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ア 明確な将来の農業経営の構想があり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有し、経営の発展性の高い者
- イ 前年の世帯全体の所得が600万円以下である者
- ウ 地域の担い手として期待されている者
- エ 将来にわたって営農継続が期待される者

2 継続者

就農状況報告及び面談等により、以下全てを満たすと確認できる者とする。

- ア 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有しており、サポートチーム、都道府県普及指導センター等関係機関及び指導農業士等関係者の助言・指導に従う者
- イ 営農に必要な技術や経営ノウハウを有し、適切な営農及び経営管理ができており、また、更なる経営発展に向けて積極的に取り組んでいる者
- ウ 自身の経営状況・課題を把握し、改善に取り組んでいる者
- エ 年間150日かつ1,200時間以上で年間を通じて農業生産に従事している者
- オ 概ね収支計画どおりの経営規模、生産量、売上高等を達成しており、青年等就農計画の目標達成が実現可能と見込まれる者（ただし、災害等計画作成時点で想定できなかった事態が発生した場合は除く）
- カ 労働環境の整備や農作業安全・食品衛生管理に取り組んでいる者
- キ 将来にわたって営農継続が期待される者

別表第1（第3条、第5条関係）

<p>承認基準 （交付対象 となる要 件）</p>	<p>承認の基準及び交付対象となる要件は、次のいずれも満たすものとする。</p> <p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を全て満たす独立・自営就農であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械及び施設を交付対象者が所有又は貸借（使用貸借を含む。）していること。</p> <p>ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上、経費の支出等の経営収支を、交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始したものをいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。市長は当該経営者が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認めた根拠及び考え方を整理し、国や県から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。（交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(2)のア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）</p> <p>(4) 青年等就農計画等が次に掲げる要件に適合していること。</p> <p>ア 農業経営を開始してから5年を経過するまでに農業（農業生産のほか、農産物の加工、直接販売、農家レストラン、農家民泊等の関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。</p> <p>イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。</p> <p>(5) 人・農地プラン に中心となる経営体として位置づけられていること、若しくは位置づけられることが確実と見込まれていること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p>
---------------------------------------	---

	<p>(6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。</p> <p>(7) 農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(8) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p> <p>(9) 農業経営を開始して5年以内の者であること。ただし、経営開始4年目以降の者が第3条第1号の青年等就農計画等の承認を申請する場合は、第22条の中間評価に準じて経営開始3年目の評価を受け、A評価の者であること。</p> <p>(10) 法に基づく青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定の取り消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合は対象としない。</p> <p>(11) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。</p> <p>(12) 青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付停止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。この場合、市長は生活費等の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国や県から照会があった場合は提示する。</p> <p>(13) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。</p>
--	---

別表第2（第14条関係）

<p>交付の停止</p>	<p>資金の交付を停止する要件は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1各号の要件を満たさなくなった場合</p> <p>(2) 農業経営を中止した場合</p> <p>(3) 農業経営を休止した場合</p> <p>(4) 第6条第2項に規定する報告を行わなかった場合</p> <p>(5) 第20条に規定する就農状況の確認により、「交付対象者の考え方等」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市長から改善指導を受</p>
--------------	---

	<p>けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など)。</p> <p>(6) 第17条に規定する報告又は現地への立入調査に協力しない場合。</p> <p>(7) 前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えた場合 (その後世帯全体の所得が 600 万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。)。ただし、当該所得が 600 万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 第22条に規定する中間評価によりB評価相当と判断された場合</p>
--	---

別表第 3 (第22条関係)

中間評価の区分の基準	<p>第22条第 3 号の評価区分のうちAに該当する者は次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 経営開始 3 年目の農業所得が、青年等就農計画における経営開始 5 年目の農業所得目標 (以下、「農業所得目標」という。) の概ね 1/2 を達成する者。</p> <p>(2) (1) の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市長が認める者。</p> <p>ア 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始 3 年目の農業所得が農業所得目標の概ね 1/2 を達成していないが、経営開始 3 年目の農業収入が、第 1 号様式別添 1 の収支計画における経営開始 5 年目の農業収入目標 (以下「農業収入目標」という。) の概ね 1/2 に達している者。</p> <p>イ 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業職目標又は農業収入目標の概ね 1/2 を達成できていない者。</p>
------------	--

別表第 4 (第22条関係)

経営発展支援金事業	<p>経営発展支援金事業については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付対象者</p> <p>第22条の中間評価でA評価相当とされた者のうち、経営発展支援金 (以下「支援金」という。) の交付を希望する者。</p> <p>(2) 交付の手続き</p> <p>ア 支援金の交付を希望する者は、規則第 4 の規定による補助金等交付申請書に、経営発展支援金交付申請書 (第 1 号様式の別添 8。以下「支援金交付申請書」という。) を添付して、市長に提出する。支援金交付申請書の提出は経営開始 4 年目の交付対象期間に行う。</p> <p>イ 市長は、支援金交付申請書の内容を審査し、交付対象者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を概算払いで交付する。</p> <p>ウ イの承認を受けた交付対象者が、承認された内容を変更する場合は、変更した支援金交付申請書を市長に提出する。</p> <p>エ 市長は、交付金交付申請書の変更申請があった場合は、イに準じて承認する。</p>
-----------	--

オ 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後1ヶ月以内又は該当事業年度の3月末日までに第9条に基づく実績報告を行うとともに、経営発展支援金実績報告書（第1号様式の別添8。以下「支援金実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。

カ 市長は、オの支援金実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

(3) 交付額等

支援金の交付額は、(2)のイで承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額（以下「対象経費」という）とし150万円以内の額とする。

支援金の対象経費は、(2)のイで承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって用途及び金額が確認できるものに限る。

(4) 支援対象期間

ア 支援対象期間は(2)イの承認を受けた日から最長1年間とする。

イ 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は(2)のイの承認を受けた年度内に一度、(2)のオの実績報告、市長は(2)のカの精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、(2)のアの交付申請を行うものとする。

(5) 留意事項

ア 市長は交付対象者に支援金を交付するときは、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）の第14から第16までの規定に準じて、所得財産等の管理及び処分の制限並びに補助金の経理について条件を付さなければならない。

イ 市長は、交付対象者に対し、所得財産等の管理、処分、関係書類の整備等において適切な処置を講じるよう、指導監督するものとする。また、第20条の就農状況の確認において、本事業実施後の当該財産の管理運営及び利用状況を把握するものとする。

(6) その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

郡山市長

住所:

[申請者]

氏名:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。
なお、交付要綱の規定により、当該資金の交付を停止し、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名、捺印を添えて※2)誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間(経営開始型)

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験(準備型交付期間)

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は 加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得※1	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】	

7 保証人※2

住所 氏名	印
住所 氏名	印

添付書類

別添1:収支計画

別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5:経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど)

別添6:農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7:通帳の写し

別添8:経営発展支援金交付申請書(支援金の申請を認められた場合)

別添 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収表、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載して事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 10：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添 11：経営開始4年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始3年目の所得、収支を確認できる書類（決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等）

※1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」

※2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

収支計画*

		経営開始					
		1年目 (年月 ～年月)	2年目 (年月 ～年月)	3年目 (年月 ～年月)	4年目 (年月 ～年月)	5年目 (年月 ～年月)	
農業 収入	〇〇(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高(円)					
	その他						
農業次世代人材投資資金(円) ※							
収入計(円) ①(資金を除く)							

		経営開始				
		1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月 ～年月)	3年目 (年月 ～年月)	4年目 (年月 ～年月)	5年目 (年月～ 年月)
農業 経営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						
所得計(円) ①-②						

* 既に農業経営を開始している場合は実績を記載

※ 経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性別	電 話 番 号
氏 名	印	昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

2. 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

経営発展支援金交付申請（実績報告）書

年 月 日

郡山市長

住所：

[申請者]

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱別表第4の経営発展支援金の（2）の
ア〈1〉の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の交付を申請〈2〉します。

※二重線部〈1〉は、実績報告の場合はオとする。

〈2〉は、実績報告の場合は「実績を報告」とする。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分（実績）

取組内容	事業費 (A)+(B) 円	負担区分		備考
		経営発展支援金(A) 円	その他(B) 円	
合 計				

3 事業の着手及び完了（予定）年月日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 収支予算書（又は収支精算書）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
経営発展支援金 その他					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
経営発展支援金 その他					
計					

5 添付書類

(1) 計画申請時

取組内容の実際の取組にかかる金額が確認できる見積書等

(2) 実績報告時

取組内容の実際の取組にかかる金額が確認できる書類（納品書、領収書、資料、写真等）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

郡山市長

氏 名

郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第3条第5項の規定に基づき、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	平成 年 月 日	～	令和 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	平成 年 月 日	～	令和 年 月 日
前年の総所得 ※1 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額※2を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ※3, 4 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合：(350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ※3 原則として(イ)の半額を記載	円		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド					
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号	
	郵便局	記号			(当座) 番号	
口座名義人		(ふりがな) 氏 名				

添付書類

- ・ 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）
- ※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

郡山市長

氏 名

郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第3条第5項の規定に基づき、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
今回申請する資金の対象期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
前年の世帯所得 ^{※1} <small>被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額^{※2}を記載</small>	(ア)		円	
今年の交付金額 ^{※3} <small>経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円</small>	(イ)		円	
今回の交付申請額 <small>原則として(イ)の半額を記載</small>			円	
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業による助成 （農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成			<input type="checkbox"/> 受けている 又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない 又は受けたことがない	

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所				出張所			
	金融機関コード											
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号							
	郵便局	記号			(当座)番号							
口座名義人		(ふりがな) 氏名										

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

就農状況報告（独立・自営就農）

経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする。

年 月 日

郡山市長

氏名

郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第6条第2号の規定に基づき、就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（準備型の交付を行けた者は必須。経営開始型のみの交付対象者の場合は記載不要。）

	既に就農している	年 月 日就農
	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等				
合 計					
農業経営の 構成（交付対 象者本人・家 族労働力）	氏 名	年齢	交付対象者・交付 対象者との続柄 （法人経営にあ たっては役職）	年間農業 従事日数 ※	担当業務
雇用労働力	(人／日※)				

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載
「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4. 前年の総所得（資金を除く） *1

	万円
--	----

※準備型の交付対象者で研修終了後に独立・自営就農した者又は経営開始型で令和2年度までに承認された交付対象者が記入

5. 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※経営開始型で令和3年度以降に承認された交付対象者のみ記入

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)
<p>※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】</p>

6. 農業経営基盤強化準備金※（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

7. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

8. 報告対象期間における都道府県等主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

9. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

10. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(準備型の交付対象者については様式第3号の研修計画の「2 就農時に係る計画」、経営開始型の交付対象者については青年等就農計画並びに様式第21号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）*2
2. 決算書及び所得証明書の写し
（7月の報告の際のみ添付する。）*3
3. 通帳及び帳簿の写し*2
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*2
（変更がない場合、2回目以降の報告の際には既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）
5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）*3
6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4
7. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付（令和3年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ該当）

*1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く）

*2 準備型終了後については、就農後、交付期間の1.5倍（別表1-1のイのなお書きにより海外研修を実施した場合は5年間）又は2年間のいずれか長い期間の報告の際に添付する。また、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は、当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。（（様式第11号）就農報告で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）

*3 経営開始型の交付期間のみ添付する。

*4 準備型の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

別添2-1 (令和2年度以前に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 ((元号) ○年)

		計 画 ○年目 a	実 績 b	実績/計画 b/a	
農 業 収 入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					

		計 画 a	実 績 b	実績/計画 b/a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ②				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ③ = ① - ②				
農外所得 (円) ④		総所得 (円) ③ + ④		

別添 2 - 2 (令和 3 年度以降に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 ((元号) ○年)

		計 画 ※ 経営開始○年目 a	実 績 b	実績 / 計画 b / a	
農 業 収 入	○○ (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					
収入計 (円) ② (資金を含む)					

		計 画 ※ 経営開始○年目 a	実 績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				
農外所得 (円) ⑤		総所得 (資金無) (円) ② - ③ + ⑤		

※計画欄には、第 1 号様式の別添 1 の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること

中止届

年 月 日

郡山市長

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第11条の規定に基づき、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休止届

年 月 日

郡山市長

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第12条の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子手帳の写し(妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

経営再開届

年 月 日

郡山市長

氏 名

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第13条の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ~ 年 月 日

返還免除申請書

年 月 日

郡山市長

氏 名

郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱第15条第1項の規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

住所等変更届

年 月 日

郡山市長

氏 名

郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第16条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

個人情報の取扱い

郡山市長

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は、「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

郡山市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、郡山市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、郡山市は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業会議所、県、就農支援センター
（注）	市町村、農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）
氏名

就農状況確認チェックリスト

就農状況報告における相談状況についても確認してください。

確認対象者住所:	
確認対象者氏名:	
農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付の有無:	有 ・ 無
確認者所属・名前:	
確認日:	年 月 日

1 交付対象者への面談用 (これまでの状況について聞き取って下さい。)

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について(研修会への参加、質問・相談の状況等)	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況(収支状況)の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]	
[改善策]	

b 生産量について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの量を生産している ・ ②概ね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。
[作物(畜種)名:]	①計画どおりの売上を計上している ・ ②概ね計画どおりの売上を計上している ③計画どおりの売上げを得られていない。

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載して下さい。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある。(管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある。) ・ 作付期間外である
--

3 書類確認用

(これまでの状況について記載して下さい。)

ア 農業従事日数

日、	時間
----	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

4 総合所見

--

別添

財産管理台帳

事業実施主体名（交付対象者名）

事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名：		農業次世代人材等事業（経営発展支援金事業）											
事業 区分	事業の内容					工期（取得時期）		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取得 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

離 農 届

年 月 日

郡山市長

氏 名

農業経営を中止し、離農しますので、郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第 6 条 (3) の規定に基づき離農届を提出します。

離 農 日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・ 廃業届
- ・ 経営資産の売却日の証明書
- ・ 生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

※二重線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

第 13 号様式（第 6 条関係）

就 農 中 断 届

年 月 日

郡山市長

氏 名

郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第6条(4)の規定に基づき
就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第 14 号様式(第 6 条様式)

就 農 再 開 届

年 月 日

郡山市長

氏 名

郡山市農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付要綱第 6 条 (4) の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

第15-1号様式(第22条関係)※令和2年度以前に採択された交付対象者の場合

中間評価(再評価)シート

1 評価の項目

(1)直近の売上金額の実績(計画対比)	5点:計画超、4点:8割以上、3点:6割以上、 2点:4割以上、1点:4割未満
(2)直近の所得金額の実績(計画対比)	5点:計画超、4点:8割以上、3点:6割以上、 2点:4割以上、1点:4割未満
(3)直近の生産量の実績(計画対比)	5点:計画超、4点:8割以上、3点:6割以上、 2点:4割以上、1点:4割未満
(4)直近の経営規模の実績(計画対比)	5点:計画超、4点:8割以上、3点:6割以上、 2点:4割以上、1点:4割未満
(5)提出書類に虚偽の記載が認められる。	該当、非該当
(6)各関係機関の指導・助言に従う意向が認められない。	該当、非該当

評価点数

平均点
評価

2 中間評価における区分

A	(1)～(4)の平均が3.0点以上、かつ(5)と(6)に非該当
B	(1)～(4)の平均が2.0～3.0点未満、かつ(5)と(6)に非該当
C	(1)～(4)の平均が2.0点未満、または(5)または(6)に該当

中間評価シート

1 農業所得目標の達成状況

農業所得目標 (経営開始5年目)	農業所得 (経営開始3年目)	達成の有無 ※
円	円	

※ 農業所得目標の概ね1/2を達成する者

2 農業収入目標の達成状況 ※1

農業収入目標 (経営開始5年目)	農業収入 (経営開始3年目)	達成の有無 ※2
円	円	

※1 1の「農業所得目標」の達成できていない者のみ記載

※2 設備投資等の経費がかさんだことが原因で、農業収入目標の概ね1/2を達成する者

3 その他(達成できない理由)

--

※ 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により
農業所得目標又は農業収入目標の概ね1/2を達成できない者

4 サポートチーム等の意見

--

5 評価

評価	評価の決定※1	内容	重点指導必要性の有無※2
A(順調)		農業所得目標(農業収入目標)の概ね1/2を達成する者等	
B(順調ではない)		上記以外かつ災害による収量低下等の本人の責によらない原因のない者	

※1 評価の決定の欄のいずれかをチェックする

※2 A評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要である者